

電源開発株式会社「(仮称)新さらきとまない風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年4月20日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)新さらきとまない風力発電事業計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道稚内市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大14,850kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 1月23日
環境大臣意見受理	平成30年 4月 5日
経済産業大臣意見	平成30年 4月20日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称)新さらきとまない風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 風力発電設備の配置の設定

本事業は、風力発電設備の配置については、既設の風力発電設備の設置場所から変更することなく、本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）記載の4つの複数案を中心に選定する予定である。

したがって、今後、当該複数案を中心に、風力発電設備の配置を決定する際には、本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）において整理した計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度等を適切に反映すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。よって、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在している。本事業者によれば、これまでのところ、既設風力発電設備の稼働騒音等による地域住民等の生活環境への重大な影響や苦情等の発生は確認されていないが、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数は減少するものの、単基出力等が増加する計画であることから、供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の稼働中の騒音等を測定するとともに、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、単基出力が増加すること等による騒音等に係る生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在している。本事業者によれば、これまでのところ、既設風力発電設備の風車の影による地域住民等の生活環境への重大な影響や苦情等の発生は確認されていないが、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数は減少するものの、1基当たりのハブ高さやブレードの長さ等が増加する計画であることから、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の風車の影について調査を実施するとともに、ハブ高さやブレードの長さ等が増加することによる生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、北海道指定鳥獣保護区及び重要野鳥生息地（IBA）に指定された声問大沼並びにラムサール条約湿地であるサロベツ原野等、渡り鳥の集団渡来地となる湖沼等が存在しており、春季・秋季の渡りの時期にはハクチョウ類及びガン・カモ類の渡り及び中継地周辺での採餌行動が確認されているほか、同区域及びその周辺はオジロワシ等の希少猛禽類の生息地となっている。本事業者によれば、既設風力発電設備の稼働によるハクチョウ類及び希少猛禽類等のバードストライクは確認されていないが、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数は減少するものの、1基当たりのハブ高さやブレードの長さ等が増加する計画であることから、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息等及び渡りへの影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備の稼働中のこれら鳥類のバードストライクや渡りへの影響等の確認を含む適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。